

税金の 各種控除に 関する お知らせ

障害者控除対象者認定書の発行について

身体障害者手帳等の交付を受けている方や、交付されていなくても交付基準に準ずると認定された方は、確定申告等をする際に、障害者控除が受けられます。町では、対象者と認定される方やその扶養者に、「障害者控除対象者認定書」を発行していますので、該当すると思われる方は申請してください。

【申請する必要がある方】
対象者またはその扶養者が非課税で申告が必要ない場合は申請する必要はありません。

【対象】
1、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている方
すでに身体障害者手帳等で控除を受けている方でも、手

帳と認定書とで区分(障害者・特別障害者)が違う場合、控除の大きい額で申告できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

2、町内に住所を有する65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方

① 要介護認定により要介護1以上と認定されていて、なおかつ認定資料(主治医意見書または認定調査票)で次の状態を確認できる方

・ 寝たきり ・ 準寝たきり

・ 軽、中、重度の認知症

※ 要介護認定を受けていても障害者控除の対象とならない場合もあります。

② 医師の診断書などにより、身体障害者手帳1〜6級、療育手帳A・Bに準ずると認められる方

【申請窓口】

・ 保健福祉課介護保険係

(シルバープラザ内)

・ 住民生活課国民健康保険係

・ 熊石総合支所住民サービス課

・ 落部支所

【問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係

(シルバープラザ内)

☎ 0137-64-2111

おむつ代の医療費控除のための確認書発行について

おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、次のいずれにも該当する方は、町が交付する「おむつ使用の確認書」に代えることができます。

① おむつ代の医療費控除を受けている期間が2年日以降の方

※ 初めて控除を受けられる方は、かかりつけ医療機関にお問い合わせください。

② 介護保険の要介護認定者で、主治医意見書で「寝たきり」かつ「尿失禁あり」の状態を確認できる方

【申請窓口】

・ 保健福祉課介護保険係

(シルバープラザ内)

・ 住民生活課国民健康保険係

・ 熊石総合支所住民サービス課

・ 落部支所

【問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係

(シルバープラザ内)

☎ 0137-64-2111

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について

平成29年1月1日以降に購入したスイッチOTC医薬品(平成28年12月時点で約1,500品目)の購入代金について、次に該当する場合、医療費控除の特例を受けることができます。

本特例は、現行の医療費制度と併せての適用ができませんのでご留意願います。

【特例の内容】

・ スイッチOTC医薬品の購入費が、その年に12,000円を超えるとき、その超える部分の金額

(上限88,000円)

【特例適用の時期】

平成29年1月1日〜平成33年12月31日までに購入したもの

※ 所得税の平成29年分申告(町道民税では平成30年度課税)から適用されます。

【留意事項】

本特例の利用には、医薬品の購入のほか、健康保持増進および疾病の予防への一定の取り組みとして、市町村・保険者・職場が実施する健康診査、インフルエンザワクチン接種など本特例制度に定めら

れた取り組みをいずれか一つ行っていることが必要です。※ 取り組みが必要な方は、確定申告を行う方です。世帯員の全員が取り組み必要はありません。

【手続きに必要な書類など】
確定申告の際、次の書類を必ずご持参いただく必要があります。

① 医薬品購入に係る領収証(レシート)の原本

スイッチOTC医薬品であることの記載が必要です。領収証の受け取りの際に必ず確認願います。

※ 医療費控除の明細書を作成している場合は、持参の必要はありません。

② 対象となる取り組みに係る領収書(原本)または実施機関から送付される結果通知書(写し)

【問い合わせ先】

財務課課税第一係

☎ 0137-62-2114